

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	令和3年9月30日
【発行者名】	DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)
【代表者の役職氏名】	リーガル・ドキュメンテーション・マネジメント ヘッド カタリーナ・ユスト (Katharina Just, Head of Legal Documentation Management) リーガル・ドキュメンテーション・マネジメント シニア・チーム・マネージャー アントニア・セルキンスキー (Antonia Selkinski, Senior Team Manager Legal Documentation Management)
【本店の所在の場所】	ルクセンブルグ大公国、ルクセンブルグ1115、 ブールバール・コンラ・アデヌール2番 (2, Boulevard Konrad Adenauer, 1115 Luxembourg, Grand Duchy of Luxembourg)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 三浦 健
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 三浦 健 弁護士 大西 信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】	米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド (豪ドルコース / 毎月分配型) (DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD))
【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】	65億アメリカ合衆国ドル（約7,080億円）を上限とする。
【縦覧に供する場所】	該当事項なし

(注) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2021年4月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.93円）による。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、2021年6月30日に提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を下表のとおり新たな情報により追加・更新するため、また、その他一部の情報を更新するため、ならびに2021年9月30日付でファンドの投資方針、投資リスク、管理報酬等、その他の手数料等、海外における規則等について、ファンドの設立地における目論見書および約款が更新されたことから、これらに関連する記載を反映するため、本訂正届出書を提出するものです。

なお、本訂正届出書の記載事項のうち外貨数字の円換算については、直近の為替レートを用いておりますので、訂正前の換算レートとは異なっております。

2【訂正の内容】

(1) 半期報告書に係る訂正

原届出書の下記事項については、半期報告書の記載内容と同一内容に更新または追加されます。

原届出書		半期報告書		訂正の方法
第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 ファンドの性格 (3) ファンドの 仕組み 管理会社の 概況	(c) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
5 運用状況		1 ファンドの運用状況		追加または更新
		2 販売及び買戻しの実績		
第3 ファンドの経理状況 1 財務諸表		3 ファンドの経理状況		追加
第三部 特別情報 第1 管理会社の概況 1 管理会社の概況	(1) 資本金の額	4 管理会社の概況	(1) 資本金の額	更新
2 事業の内容及び営業の概況			(2) 事業の内容及び営業の状況	更新

* 半期報告書の記載内容は、以下のとおりです。（半期報告書「5 管理会社の経理の概況」は、原届出書に対する訂正に該当しないため省略します。）

[次へ](#)

1 ファンドの運用状況

DWSインベストメント・エス・エー（DWS Investment S.A.）（以下「管理会社」という。）が管理する米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース / 毎月分配型）（DWS Emerging Sovereign Bond Fund USD (AUD)）（以下「ファンド」という。）の運用状況は、以下のとおりである。

ファンドの実績は、あくまで過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆または保証するものではない。

（１）投資状況

資産別および地域別の投資状況

（2021年7月末日現在）

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
投資信託受益証券	ルクセンブルグ	2,760,407.24	99.92
現金その他の資産（負債控除後）		2,241.76	0.08
合計 (純資産総額)		2,762,649.00 (約302百万円)	100.00

（注１）投資比率とはファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいう。以下同じ。

（注２）アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」という。）の円貨換算は、特に記載がない限り、2021年7月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝109.49円）による。

（注３）ファンドは、ルクセンブルグ法に基づいて設立されているが、受益証券は米ドル建のため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行う。

（注４）本書の中で金額および比率を表示する場合、四捨五入してある。したがって、合計の数字が一致しない場合がある。また、円貨への換算は、本書中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してある。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もある。

< 参考情報 >

主要な資産の状況

（2021年7月末日現在）

銘柄	種類	国・地域等	投資比率(%)
DWS Emerging Sovereign Bond Master Fund USD (AUD)	投資信託受益証券	ルクセンブルグ	99.92

(2) 運用実績

純資産の推移

2021年7月末日および同日前1年以内における各月末の純資産の推移は、以下のとおりである。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
2020年8月末日	3,183,071.34	348,514,481	47.88	5,242
9月末日	3,021,208.74	330,792,145	45.54	4,986
10月末日	2,967,490.03	324,910,483	44.84	4,910
11月末日	3,143,087.47	344,136,647	48.41	5,300
12月末日	3,228,383.63	353,475,724	50.96	5,580
2021年1月末日	3,191,049.31	349,387,989	50.77	5,559
2月末日	3,097,252.17	339,118,140	49.83	5,456
3月末日	2,959,807.72	324,069,347	48.07	5,263
4月末日	3,023,047.85	330,993,509	49.51	5,421
5月末日	2,973,794.57	325,600,767	49.70	5,442
6月末日	2,838,147.71	310,748,793	48.53	5,314
7月末日	2,762,649.00	302,482,439	47.65	5,217

< 参考情報 >

純資産の推移

基準日:2021年7月末日



分配の推移

2021年7月末日前1年間における分配の推移は、以下のとおりである。

	1口当たり分配金額 (税引き前)	
	米ドル	円
2020年8月20日	0.20	22
2020年9月23日	0.10	11
2020年10月20日	0.10	11
2020年11月20日	0.10	11
2020年12月21日	0.10	11
2021年1月20日	0.10	11
2021年2月22日	0.10	11
2021年3月22日	0.10	11
2021年4月20日	0.10	11
2021年5月20日	0.10	11
2021年6月21日	0.10	11
2021年7月20日	0.10	11

< 参考情報 >

	1口当たり分配金額 (税引き前)	
	米ドル	円
直近1年間累計	1.30	142
設定来累計	46.70	5,113

(注) 設定来累計とは、運用開始日である2012年4月24日から2021年7月末日までの期間における分配金の累計額である。

収益率の推移

	収益率（％）
2020年8月1日～2021年7月末日	4.84

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 2021年7月末日現在の1口当たりの純資産価格（上記期間の分配金の合計額を加えた額）

b = 2020年7月末日現在の1口当たり純資産価格（分配落の額）

< 参考情報 >

》 収益率の推移



(注1) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度末日現在の1口当たりの純資産価格（当該会計年度中の税引前分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配落の額）（ただし、2012年の場合は1口当たり当初発行価格（100米ドル））

(注2) 2012年は運用開始日（2012年4月24日）から年末までの収益率であり、2021年は年初から7月末日までの収益率です。

(注3) ファンドにベンチマークはありません。

2 販売及び買戻しの実績

下記の期間における販売および買戻しの実績ならびに2021年7月末日現在の発行済口数は、以下のとおりである。

	販売口数	買戻口数	発行済口数
2020年8月1日～2021年7月末日	21 (21)	10,805 (10,805)	57,983 (57,983)

（注1）（ ）の数は、日本における販売、買戻しおよび発行済口数である。

（注2）販売、買戻しおよび発行済口数については、小数点以下を四捨五入して整数で表示している。よって合計額が一致しないことがある。

[次へ](#)

3 ファンドの経理状況

- a . ファンドの日本語の中間財務書類は、ルクセンブルグにおける法令に準拠して作成された原文の中間財務書類を翻訳したものである。これは「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）第76条第4項ただし書の規定の適用によるものである。
- b . ファンドの原文の中間財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）の監査を受けていない。
- c . ファンドの原文の中間財務書類は、米ドルおよび円で表示されている。日本語の中間財務書類には、主要な金額について円貨換算が併記されている。日本円による金額は、2021年7月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝109.49円）で換算されている。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合がある。

[次へ](#)

（１）資産及び負債の状況

米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・ファンド（豪ドルコース / 毎月分配型）

投資有価証券明細表およびその他の純資産計算書を含む純資産計算書である。

投資ポートフォリオ

2021年6月30日現在

銘柄名	口数 / 通貨	数量 / 額面	報告期間 中の買 付 / 追加	報告期間 中の売 却 / 処分	市場価格	市場価値合計		純資産 構成比
						(米ドル)	(円)	(%)
投資ファンド受益証券						2,852,025.82	312,268,307	100.49
グループ内ファンド受益証券						2,852,025.82	312,268,307	100.49
米ドル建 DWS エマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（豪ドルクラス）（LU0758194046）（0.400%）	口数	24,542口		2,350口	116.2100米ドル (12,724円)	2,852,025.82	312,268,307	100.49
有価証券ポートフォリオ合計						2,852,025.82	312,268,307	100.49
		(表示通貨)	(円)					
銀行預金						4,130.32	452,229	0.14
預託銀行に預け入れた要求払預金								
E U / 欧州経済領域国通貨建て預金	USD	1,174.52	128,598		% 100	1,174.52	128,598	0.04
米ドル以外の通貨建て預金								
日本円	JPY	326,513.00	326,513		% 100	2,955.80	323,631	0.10
資産合計 ¹						2,856,156.14	312,720,536	100.63
借入金						-15,351.68	-1,680,855	-0.54
米ドル建て借入金	USD	-15,351.68	-1,680,855		% 100	-15,351.68	-1,680,855	-0.54
その他の負債						-2,656.75	-290,888	-0.09
費用項目による負債	USD	-2,655.74	-290,777		% 100	-2,655.74	-290,777	-0.09
追加のその他の負債	USD	-1.01	-111		% 100	-1.01	-111	0.00
純資産						2,838,147.71	310,748,793	100.00
受益証券1口当たり純資産価格						48.53	5,314	
発行済受益証券口数						58,487.000口		

パーセント表示の算出値は四捨五入した値であるため、ごくわずかな誤差が生じている可能性がある。

為替レート（間接相場）

日本円 110.465214円 = 1 米ドル

2021年6月30日現在

評価に関する注記事項

管理会社が受益証券1口当たり純資産価格を決定し、ファンドの資産評価を行う。基礎的な価格データの手配および価格の検証は、管理会社が法律および規制上の要求事項またはファンド目論見書において規定された評価方法の原則に基づいて導入している手法に従って行われる。

取引価格が入手できない場合、価格は外部の価格情報提供者としてのステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHのルクセンブルグ支店と管理会社との間で合意され、かつ可能な限り市場パラメータに基づく評価モデル（生成された市場価値）の活用により決定される。当該手順は継続的なモニタリング・プロセスの対象となっている。第三者から入手した価格情報に関する信頼性の確認は、その他の評価機関、モデル算式もしくはその他の適切な手順の利用を通して行われる。

本報告書で報告されている投資評価額は生成された市場価値に基づくものではない。

証券ポートフォリオに組み込まれている当投資ファンド受益証券の報告書作成時点において有効な管理報酬ノ一括報酬比率は括弧内に表示されている。プラスの表示は運用成果報酬も発生する可能性があることを意味する。当ファンドが報告期間中に他の投資ファンド（ターゲット・ファンド）の受益証券を保有していたことにより、これらの各ターゲット・ファンドレベルで費用、経費および報酬が発生している可能性がある。

スウィング・プライシングに関する注記事項

スウィング・プライシングとは、申込みおよび買戻しの活動から生じる取引コストによるマイナスの影響から受益者を保護することを意図したメカニズムである。ポートフォリオ・マネジャーが（サブ）ファンドにおける大量の純流入／純流出を管理するために有価証券を購入または売却しなければならない場合、発生するすべての取引コストやその他のコストを純資産価額が反映していないことがあるため、（サブ）ファンド内における大量の申込みおよび買戻しは、当該（サブ）ファンドの資産の希薄化につながる可能性がある。これらのコストの他に、大量の注文は、通常の状態において適用される市場価格を大幅に下回るまたは上回る市場価格を生じさせる可能性がある。

既存受益者の投資家保護の強化のため、上記の累積純流入／純流出が評価日の（サブ）ファンドに重大な影響を及ぼし、所定の基準値を超える場合、取引コストやその他の費用を補償するためにスウィング・プライシングのメカニズムを適用することができる（部分的なスウィング・プライシング）。このメカニズムはすべての（サブ）ファンドに適用可能である。特定の（サブ）ファンドにスウィング・プライシングが導入される場合、売目論見書の特別なセクションにおいて開示される。

ファンドの管理会社は、特に現在の市況、利用可能な市場流動性および見積希薄化コストに基づき、スウィング・プライシングのメカニズムの適用に関する基準値を予め決定する。これらの基準値に従って、調整そのものは自動的に開始される。純流入／純流出がスウィングの基準値を超える場合、純資産価額は、（サブ）ファンドに大量の純流入があれば上方修正され、大量の純流出があれば下方修正される。この調整は、該当する取引日におけるすべての申込みおよび買戻しに対して等しく適用される。（サブ）ファンドに関して運用成果報酬が適用される場合、その計算は当初の純資産価額に基づき行われる。

管理会社は、個々の（サブ）ファンドそれぞれに関するスウィング・ファクターを決定するスウィング・プライシング委員会を設置している。これらのスウィング・ファクターは、純資産価額の調整の程度を示している。スウィング・プライシング委員会は、特に以下の要因を検討する。

- ・ビッド・アスク・スプレッド（固定価格の要素）
- ・市場への影響（取引が価格に与える影響）
- ・投資のための取引活動から生じる追加コスト

適用されるスウィング・ファクターの適切性、スウィング・プライシングに関連して行われた運用上の意思決定（スウィング基準値を含む）、調整の程度および影響を受ける（サブ）ファンドについては、定期的にレビューが行われる。

したがって、スウィング・プライシングの調整額は、（サブ）ファンドごとに様々であり、一般的に当初の受益証券1口当たり純資産価格の2%を超えることはない。純資産価額の調整は、請求により、管理会社から入手可能である。しかし、極めて流動性の低い市場環境において、管理会社はスウィング・プライシ

グの調整を当初の純資産価格の2%を超えて引き上げる可能性がある。かかる引き上げは、管理会社のウェブサイト（www.dws.com）で公表される。

このメカニズムは、重大な純流入／純流出が予想される場合にのみ適用されるべきであり、通常取引には適用されないため、純資産価額は稀な場合にのみ調整されると想定される。

この（サブ）ファンドはスウィング・プライシングを適用可能であり、その純流入／純流出が関連する所定の基準値を超えたため、当報告期間においてこれを適用している。報告期間末日の（サブ）ファンドの受益証券1口当たり純資産価格に影響を及ぼすようなスウィング・プライシングの調整は適用されなかった。

脚注

¹ 残高がマイナスのポジション（該当がある場合）は含まれていない。

当報告期間中の中間分配

種類	日付	通貨	受益証券1口当たり	
			(米ドル)	(円)
中間分配	2021年1月20日	U S D	0.10	11
中間分配	2021年2月22日	U S D	0.10	11
中間分配	2021年3月22日	U S D	0.10	11
中間分配	2021年4月20日	U S D	0.10	11
中間分配	2021年5月20日	U S D	0.10	11
中間分配	2021年6月21日	U S D	0.10	11

一般情報

本報告書に記載するファンドは、投資信託に適用される2010年12月17日付のルクセンブルグ法パート（その後の改正を含む）に基づく投資ファンド（fonds commun de placement）であり、オルタナティブ投資ファンド管理会社に適用される2013年7月12日法（その後の改正を含む）に基づくオルタナティブ投資ファンド（AIF）とみなされている。

パフォーマンス

ミューチュアル・ファンド（投資信託）の投資収益、すなわちパフォーマンスは、ファンド受益証券の価額の変動によって測定される。受益証券1口当たり純資産価格（＝買戻価格）に、例えば、DWSインベストメント・エス・エーの投資勘定の範囲内において無償で再投資される中間分配金を加算した金額が、評価額の算定の基礎として用いられる。過去のパフォーマンスは将来の運用成績を示唆するものではない。対応するベンチマークが定められている場合は、本報告書に表示されている。本報告書中のすべての財務データは、2021年6月30日現在の値である（別途明示されている場合を除く）。

売出目論見書

ファンド受益証券の購入は、最新の売出目論見書および運用管理規程、ならびに主要投資家情報文書に加え、直近の監査済年次報告書および直近の年次報告書後に中間報告書がある場合にはかかる中間報告書に基づき行われる。

発行価格および買戻価格

現時点の発行価格および買戻価格、ならびに受益証券保有者向けの他のすべての情報は、管理会社の登記事務所で、または支払代理人から随時請求できる。また、発行価格および買戻価格は、受益証券の募集を実施した各国で、適切な媒体（インターネット、電子情報システム、新聞等）を通じて公示される。

新型コロナウイルス感染症の危機

新型コロナウイルス感染症は、2020年1月から感染が拡大して以降、深刻な経済危機をもたらしている。新型コロナウイルス感染症の急速な感染拡大は、とりわけ市場における価格の大幅なゆがみとそれと同時に発生するボラティリティの大幅な拡大に反映された。移動の自由の制限、度重なるロックダウン措置、生産停止、サプライチェーンの混乱は、下流の経済プロセスに大きなプレッシャーをかけており、これが世界経済の見通しを大幅に悪化させている。この間、市場において、特に金融・財政政策に関する支援プログラムおよび広範なワクチン接種キャンペーン等によって、緩やかな回復または「正常な状態」への回帰が見られたものの、経済、各市場および各セクターに及ぼされる中長期的な実際の影響または発生する可能性のある影響ならびにそれが社会に及ぼす影響については、世界中での感染拡大ペースおよびそれに伴う高い不確実性の程度から、本報告書作成時点では、信頼性をもって評価することも適切に予測することもできない。したがって、各ファンドの資産には依然として重大な影響がある可能性がある。パンデミックによる金融への影響に関しては不確実性が高いが、これは新型コロナウイルス感染症／新たに出現した変異株の感染拡大、各国の政府や中央銀行が講じる措置、感染率上昇抑止策の成功、迅速かつ持続可能な経済の再開等の外的要因に左右されるためである。

そのため、管理会社は、リスク管理戦略の枠組みの中で、これらの不確実性ならびにそれがファンドの運用、流動性およびパフォーマンスに及ぼす可能性のある影響を評価する努力を継続している。管理会社は、投資者の利益を最大限に保護するために、適切と考えられるすべての措置を講じている。管理会社は、サービス・プロバイダーと協力してコロナ禍の影響を観察し、ファンドやファンドが投資する市場への影響を意思決定プロセスに適切に組み込んだ。本報告書日付現在、ファンドに関して大規模な買戻請求は行われておらず、ファンドの受益証券取引への影響は管理会社によって継続的に監視されており、最も重要なサービス・プロバイダーのパフォーマンス能力が大幅に損なわれることはなかった。これに関連して、ファンドの管理会社は、多くの国のガイドラインに従い、最も重要なサービス・プロバイダー（特に預託機関、ポートフォリオ管理、ファンド管理）と協議の上で、ファンドが講じた措置および策定した事業継続計画（構内における広範な衛生対策、出張やイベントの制限、信頼性を確保するための予防措置お

よびコロナウイルス感染が疑われる事例が発生した場合のビジネスプロセスの円滑な運用、テレワークのための技術的選択肢の拡充を含む）が現時点で予測可能な、または進行中の運用リスクを抑制するものであり、また、ファンドの運用に支障を来すことがないよう対処するものであると考えている。

本報告書の作成時点で、管理会社は、継続企業として存続する各ファンドの能力に疑義を示す兆候はなく、ファンドに流動性の問題はないと考えている。

（２）投資有価証券明細表等

ファンドの投資有価証券明細表については、「（１）資産及び負債の状況」の項目に記載したファンドの「投資ポートフォリオ」を参照のこと。

[次へ](#)

4 管理会社の概況

（１）資本金の額

2021年7月末日現在、管理会社の払込済資本金は30,677,400ユーロ（約39億9,144万円）で、1株511.29ユーロ（約66,524円）のクラスA記名株式30,000株およびクラスB記名株式30,000株を発行済である。

（注）ユーロの円貨換算は、2021年7月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝130.11円）による。

（２）事業の内容及び営業の状況

DWSインベストメント・エス・エーは、ファンドのために、2010年12月17日法第15章に従い認可された管理会社を務め、かつ、2013年7月12日法第2章に従いオルタナティブ投資ファンド運用者（以下「AIFM」という。）を務める。

2013年7月12日法の別紙に従い、管理会社は、投資運用業務（すなわちポートフォリオ運用およびリスク管理）を行う。また、管理会社は、管理事務業務（特に評価および価格決定、受益者名簿の維持ならびに受益証券の発行および買戻しを含む。）、マーケティング業務およびファンドの資産に関連するその他の業務（該当する場合）を行う。

2010年12月17日法パート、2013年7月12日法、ならびに、適用除外、一般的な運用条件、受託者、レバレッジ、透明性および監督に関する欧州議会および理事会指令2011/61/EU（以下「AIFM規則」という。）を補足する2012年12月19日付委員会委任規則（EU）第231/2013号ならびにCSSFの事前の承認に従い、管理会社は、上記職務の一部を以下のとおり委任した。

- ・ 管理会社は、自らの責任および管理下において、自らの費用負担により、DWSインベストメントGmbHとの間でファンドのためにポートフォリオ運用契約を締結している。
- ・ 管理会社は、保管契約に従い、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店を通じて行為するステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHを、2010年法に定められる意味の範囲内の保管受託銀行に任命した。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、ドイツ法に基づき設立された、ドイツ、ミュンヘン80333、ブリーナー通り59番に登記上の事務所を有し、HRB 42872の番号でミュンヘン商業登記裁判所に登録されている有限責任会社である。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、欧州中央銀行（ECB）、ドイツ連邦金融監督庁（BaFin）およびドイツ連邦銀行の監督を受けている金融機関である。

ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、保管受託者として行為する認可をルクセンブルグのCSSFから受けており、保管受託サービス、ファンド管理事務サービスおよび関連するサービスを専門としている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH、ルクセンブルグ支店は、B 148 186の番号でルクセンブルグ商業および会社登記簿に登録されている。ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHは、米国の株式公開会社であるステート・ストリート・コーポレーションを最終親会社とするステート・ストリート・グループ会社の構成会社である。

保管受託銀行の職務

管理会社と保管受託銀行の関係は、保管契約の条項に従うものとする。保管契約の条項に基づいて、保管受託銀行は、以下の主要な業務を委託されている。

- 受益証券の販売、発行、買戻し、償還および消却が適用法および約款に従って行われることを確保すること。
- 受益証券の価額が適用法および約款に従って計算されることを確保すること。
- 適用法および約款に抵触しない限り、管理会社の指示を実行すること。
- ファンドの資産に関わる取引において、通常の期限内に対価が支払われることを確保すること。

- ファンドの収益が適用法および約款に従って利用されることを確保すること。
- ファンドのキャッシュおよびキャッシュ・フローを監視すること。
- 保管される金融商品の保護預り、他の資産に関する所有権の確認および記録管理を含め、ファンドの資産を保護預りすること

管理会社の最終的な親会社はドイツ銀行である。

管理会社は、2021年7月末日現在、447本のファンドを管理しており、内訳は以下のとおりである。

（2021年7月末日現在）

資産クラス	純資産総額（100万ユーロ）
キャッシュ	33,319.68
株式	12,793.37
債券	34,695.23
マルチアセット	32,696.58
システムティック＆クオンティタティブ・インベストメント	38,930.58
パッシブ	141,052.63
オルタナティブ	9,172.23
合計	302,660.30 (約39兆3,791億円)

（３）その他

本書提出日前６か月以内において、訴訟事件その他管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はない。

[次へ](#)

(2) その他の訂正

訂正箇所は下線で示します（図表に変更がある場合には、当該図表の右側に線で示します。）。

第二部 ファンド情報

第1 ファンドの状況

1 ファンドの性格

(2) ファンドの沿革

< 訂正前 >

(前略)

2021年1月31日 ファンドの約款変更

< 訂正後 >

(前略)

2021年1月31日 ファンドの約款変更

2021年9月30日 ファンドの約款変更

(3) ファンドの仕組み

< 訂正前 >

(前略)

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下の通りです。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2012年3月16日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付、2020年2月14日付、 <u>2020年9月30日付および2021年1月31日付で変更済み。</u> ）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

(後略)

<訂正後>

（前略）

ファンドの関係法人

ファンドの関係法人の名称および業務は以下の通りです。

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
DWSインベストメント・エス・エー (DWS Investment S.A.)	管理会社 管理事務代行会社	2012年3月16日付で保管受託銀行との間でファンド約款を締結（2014年7月21日付、2015年10月1日付、2017年6月30日付、2018年6月29日付、2019年2月1日付、2020年2月14日付、2020年9月30日付、 <u>2021年1月31日付および2021年9月30日付</u> で変更済み。）。ファンド資産の運用、受益証券の発行、買戻し、ファンドの終了等について規定している。

（後略）

2 投資方針

（１）投資方針

<訂正前>

（前略）

投資目的および投資方針

ファンドの投資方針の主な目的は、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことである。

ファンドはアクティブ運用されており、ベンチマークを参照して運用されていない。

さらに、ファンドの資産の100%は、通常、ルクセンブルグ専門投資信託に関する2007年2月13日法に基づき設立されたルクセンブルグの専門投資信託であるDWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（以下「マスター・ファンド」という。）の米ドル建受益証券（豪ドルクラス）に投資される。ある状況下では、ファンドの純資産の10%を上限として、短期金融商品、マネー・マーケット・ファンドの受益証券、現金等の流動資産に投資することができる。

ファンドの資産の100%を上限として、同一の専門投資信託の受益証券に投資することができる。

ファンドの受益証券の販売は、欧州連合および／または欧州経済領域の加盟国以外の国の国民に対してのみ行われる。

DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの投資方針

マスター・ファンドの投資方針の主な目的は、新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建債券に投資することにより、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことである。

マスター・ファンドは、主に、米ドル建の新興国の国債に投資する。

（中略）

マスター・ファンドは、同一の発行体が発行する有価証券に対し、その資産の20%を超えて投資することはできない。

同一の発行体が発行する同種の有価証券に対してその資産の10%を超えて無担保のポジションを取る専門投資信託に対して投資する結果となる空売りを行うことは原則としてできない。

マスター・ファンドの純資産の20%を超えて同一の機関に預金することはできない。

金融デリバティブを用いる場合、専門投資信託は、投資先資産を適切に分散することにより相応のリスク分散を行うものとする。同じ状況の下において、カウンターパーティー・リスクは、カウンターパーティーの質および量に照らして、店頭取引に限定せざるを得ない可能性がある。

カウンターパーティーがEU加盟国に登録事務所を有する信用機関である場合、OTCデリバティブ商品に関するマスター・ファンドの取引のカウンターパーティーの債務不履行リスクは、マスター・ファンドの純資産の10%を超えることはできない。当該信用機関が第三国に登録事務所がある場合、EU法の規定と同等とCSFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。その他すべての場合、エクスポージャーの上限はマスター・ファンドの純資産の5%である。

（中略）

さらに、マスター・ファンドは、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が上記区分の合計で20%を超えることのないように運用するものとする。

（注1）（ ）「株式等エクスポージャー」および（ ）「債券等エクスポージャー」は、当該有価証券等（以下「有価証券等」という。）を発行もしくは組成した者または債権の相手方（以下、発行または組成した当事者および取引相手方はまとめて「発行者等」という。）に対するものとし、保有評価額又は債権額（担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができるものとする。以下同じ。）をもってエクスポージャーとする。ただし、次の有価証券等のエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。

（中略）

証券金融取引の利用

ファンドは、証券金融取引、すなわち証券貸付取引および（リバース）レポ契約を利用することがある。ここで述べた種類以外の証券金融取引（証拠金貸付取引、売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引等）は、現在、利用されていない。管理会社が将来こうした種類の証券金融取引を利用する場合には、これに応じて販売目論見書を変更する。

証券金融取引は、法規定、特にSFTRの規定に従って利用するものとする。

証券貸付および（リバース）レポ取引

ファンドは、市場価格による対価と引き換えに、取引相手方に対して、自らの資産から証券を一定期間譲渡することができる。

a）証券貸付および借入れ

前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」に記載されるファンドの投資方針によってさらに制限される場合を除き、ファンドは、証券貸付および借入取引を行うことができる。適用制限は、随時修正されるCSF通達08/356に記載される。

これらの取引は、（ ）リスク軽減、（ ）コスト削減および（ ）ファンドのリスク特性および適用あるリスク分散ルールに抵触しないリスク水準で行われる追加的な元本の調達または収益の獲得のうち一または複数の目的で実行することができる。通常の場合において、証券貸付取引によってファンドの証券の上限80%を取引相手方に譲渡することができる。ただし、市場の需要に応じて、管理会社は、ファンドの証券の上限100%を取引相手方にローンとして譲渡する権利を留保する。

証券貸付および借入れは、ファンドが保有する資産について行うことができる。ただし、（ ）取引量が適当なレベルに保たれることまたはファンドが買戻請求に常に応じることができるような態様で貸付証券の返還請求権を有することおよび（ ）ファンドの投資方針に従った資産の運用を阻害するようなものではないことを条件とする。これらのリスクは、管理会社のリスク管理プロセスによって把握されるものとする。

（中略）

b）（リバース）レポ取引

本書において別途定める場合を除き、ファンドは、売主が、（ ）当事者が契約で定めた価格および条件で売却された証券を買主から買い戻す権利または義務を有する旨を定めた上で行う証券の売買から構成されるレポ取引および（ ）満期に売主（取引相手方）が売却された証券を買い戻す義務を負い、ファンドが取引に基づき受領した証券を返還する義務を負う先渡取引から構成されるリバース・レポ取引（以下「レポ取引」と総称する。）を締結することができる。

管理会社は、この種類の取引を（ ）追加の収益の獲得および（ ）担保付短期投資のうち一または複数の目的で利用することができる。通常、これらの取引において、ファンドが保有する証券の上

限50%を譲受人に譲渡することができる（レポ取引の場合）。さらに、適用投資条件の制限の範囲内で、現金と引換えに証券を受領することができる（リバース・レポ取引の場合）。ただし、管理会社は、市場の需要に応じて、適用投資条件の制限の範囲内で、ファンドの証券の上限100%を譲受人に譲渡する（レポ取引の場合）または現金と引換えに証券を受領する（リバース・レポ取引の場合）権利を留保する。

ファンドは、レポ取引または一連の継続レポ取引において、買主または売主のいずれかとして行なうことができる。ただし、当該取引への関与は、以下の規定の対象となる。

（中略）

（ ）レポ取引に基づきファンドが取得した証券は、ファンドの投資方針および投資制限に適合しなくてはならず、また以下に限定される。

- 短期銀行証書または2007年3月19日付指令2007/16/ECに定める短期金融商品
- OEC加盟国もしくはそれらの地方公共団体、または（地域的か世界的規模かを問わない）EUの超国家機関および事業体によって発行または保証された債券
- 純資産価額の計算を毎日行い、かつAAA格またはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型のUCIによって発行された株式または受益証券
- 適切な流動性を提供する非政府発行体によって発行された債券
- EU加盟国の規制ある市場またはOEC加盟国の証券取引所に上場されているかまたは取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とする。

管理会社は、その年次報告書および中間報告書の基準日のオープンレポ取引の総額を開示するものとする。

レポ取引もまた、個別の受益証券クラスおよび／またはその投資者（当該特定の受益証券のレベルで発生する当該レポ取引に基づく収益および担保に対する権利を有する。）の特定の特性を考慮し、当該受益証券クラスに関しても場合により行うことができる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

投資目的および投資方針

ファンドの投資方針の主な目的は、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことである。

ファンドはアクティブ運用されており、ベンチマークを参照して運用されていない。

ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

さらに、ファンドの資産の100%は、通常、ルクセンブルグ専門投資信託に関する2007年2月13日法に基づき設立されたルクセンブルグの専門投資信託であるDWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンド（以下「マスター・ファンド」という。）の米ドル建受益証券（豪ドルクラス）に投資される。ある状況下では、ファンドの純資産の10%を上限として、短期金融商品、マネー・マーケット・ファンドの受益証券、現金等の流動資産に投資することができる。

ファンドの資産の100%を上限として、同一の専門投資信託の受益証券に投資することができる。

ファンドの受益証券の販売は、欧州連合および／または欧州経済領域の加盟国以外の国の国民に対してのみ行われる。

ファンドは、販売目論見書の一般条項に詳述される条件に基づき、またその範囲で、証券金融取引を利用する予定である。

DWSエマージング・ソブリン・ボンド・マスター・ファンドの投資方針

マスター・ファンドの投資方針の主な目的は、新興国の政府または政府機関等が発行する米ドル建債券に投資することにより、高水準のインカム・ゲインの獲得とファンドの純資産の中長期的な成長を目指すことである。

マスター・ファンドはアクティブ運用されており、ベンチマークを参照して運用されていない。

マスター・ファンドの投資対象は、環境的に持続可能な経済活動に関するEUの基準を考慮しない。

マスター・ファンドは、主に、米ドル建の新興国の国債に投資する。

（中略）

マスター・ファンドは、同一の発行体が発行する有価証券に対し、その資産の20%を超えて投資することはできない。

マスター・ファンドは、同一の発行体が発行する同種の有価証券に対してその資産の10%を超えて無担保のポジションを取る結果となる空売りを行うことは原則としてできない。

マスター・ファンドの純資産の20%を超えて同一の機関に預金することはできない。

金融デリバティブを用いる場合、マスター・ファンドは、投資先資産を適切に分散することにより相応のリスク分散を行うものとする。同じ状況の下において、カウンターパーティー・リスクは、カウンターパーティーの質および量に照らして、店頭取引に限定せざるを得ない可能性がある。カウンターパーティーがEU加盟国に登録事務所を有する信用機関である場合、OTCデリバティブ商品に関するマスター・ファンドの取引のカウンターパーティーの債務不履行リスクは、マスター・ファンドの純資産の10%を超えることはできない。当該信用機関が第三国に登録事務所がある場合、EU法の規定と同等とCS SFが判断する慎重なルールに従っているものでなければならない。その他すべての場合、エクスポージャーの上限はマスター・ファンドの純資産の5%である。

（中略）

さらに、マスター・ファンドは、一の者に係るエクスポージャーの純資産総額に対する比率が上記区分の合計で20%を超えることのないように運用するものとする。

マスター・ファンドは、販売目論見書の一般条項に詳述される条件に基づき、またその範囲で、証券金融取引を利用する予定である。

（注1）（ ）「株式等エクスポージャー」および（ ）「債券等エクスポージャー」は、当該有価証券等（以下「有価証券等」という。）を発行もしくは組成した者または債権の相手方（以下、発行または組成した当事者および取引相手方はまとめて「発行者等」という。）に対するものとし、保有評価額又は債権額（担保付の取引の場合には当該担保の評価額、当該発行者等に対する債務がある場合には当該債務額を差し引くことができるものとする。以下同じ。）をもってエクスポージャーとする。ただし、次の有価証券等のエクスポージャーについては、それぞれ次に定めるところによるものとする。

（中略）

証券金融取引の利用

ファンドは、証券金融取引、すなわち証券貸付取引および（リバース）レポ契約を利用することがある。詳細については、販売目論見書の特別条項に記載される。ここで述べた種類以外の証券金融取引（証拠金貸付取引、売戻条件付買入取引および買戻条件付売却取引等）は、現在、利用されていない。管理会社が将来こうした種類の証券金融取引を利用する場合には、これに応じて販売目論見書を変更する。

証券金融取引は、法規定、特にSFT Rの規定に従って利用するものとする。

証券貸付および（リバース）レポ取引

ファンドは、市場価格による対価と引き換えに、取引相手方に対して、自らの資産から証券を一定期間譲渡することができる。

管理会社は、自らが証券貸付および借入れならびに（リバース）レポ取引を開始、準備および実行することを支援するためにDWSインベストメントGmbHを指名した（証券貸付代理人）。

a) 証券貸付および借入れ

前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」に記載されるファンドの投資方針によってさらに制限される場合を除き、ファンドは、証券貸付および借入取引を行うことができる。適用制限は、随時修正されるCS SF通達08/356に記載される。

これらの取引は、（ ）リスク軽減、（ ）コスト削減および（ ）ファンドのリスク特性および適用あるリスク分散ルールに抵触しないリスク水準で行われる追加的な元本の調達または収益の獲得の

うち一または複数の目的で実行することができる。市況および市場の需要に応じて、証券貸付取引によってファンドの証券の上限70%を取引相手方に譲渡することができる。ただし、市場の需要が増加した場合、管理会社は、ファンドの証券の最大で上限100%を取引相手方にローンとして譲渡する権利を留保する。

ファンドの実際の利用率の概要は、年次報告書において開示される。

証券貸付および借入れは、ファンドが保有する資産について行うことができる。ただし、()取引量が適当なレベルに保たれることまたはファンドが買戻請求に常に応じることができるような態様で貸付証券の返還請求権を有することおよび()ファンドの投資方針に従った資産の運用を阻害するようなものではないことを条件とする。これらのリスクは、管理会社のリスク管理プロセスによって把握されるものとする。

(中略)

b) (リバース) レポ取引

前記「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 2 投資方針」に記載されるファンドの投資方針によってさらに制限される場合を除き、ファンドは、(リバース) レポ取引を行うことができる。適用制限は、随時修正されるC S S F 通達08 / 356に記載される。原則として、(リバース) レポ取引は、2010年法およびファンドの投資原則に基づき、適格資産に関する限り行うことができる。

本書において別途定める場合を除き、ファンドは、売主が、()当事者が契約で定めた価格および条件で売却された証券を買主から買い戻す権利または義務を有する旨を定めた上で行う証券の売買から構成されるレポ取引および()満期に売主(取引相手方) が売却された証券を買い戻す義務を負い、ファンドが取引に基づき受領した証券を返還する義務を負う先渡取引から構成されるリバース・レポ取引(以下「レポ取引」と総称する。) を締結することができる。

管理会社は、この種類の取引を()追加の収益の獲得および()担保付短期投資のうち一または複数の目的で利用することができる。市況および市場需要次第で、ファンドが保有する証券の上限50%を譲受人に譲渡する見込みである(レポ取引の場合)。さらに、適用投資条件の制限の範囲内で、現金と引換えに証券を受領することができる(リバース・レポ取引の場合)。ただし、管理会社は、市場の需要が増加した場合、適用投資条件の制限の範囲内で、ファンドの証券の最大で上限100%を譲受人に譲渡する(レポ取引の場合) または現金と引換えに証券を受領する(リバース・レポ取引の場合) 権利を留保する。

ファンドの実際の利用率の概要は、年次報告書において開示される。

ファンドは、レポ取引または一連の継続レポ取引において、買主または売主のいずれかとして行うことができる。ただし、当該取引への関与は、以下の規定の対象となる。

(中略)

() レポ取引に基づきファンドが取得した証券は、ファンドの投資方針および投資制限に適合しなくてはならず、また以下に限定される。

- 短期銀行証書または2007年3月19日付指令2007/16/ E Cに定める短期金融商品
- O E C D加盟国もしくはそれらの地方公共団体、または(地域的か世界的規模かを問わない) E Uの超国家機関および事業体によって発行または保証された債券
- 純資産価額の計算を毎日行い、かつA A A格またはこれと同等の格付を有するマネー・マーケット型のU C Iによって発行された株式または受益証券
- 適切な流動性を提供する非政府発行体によって発行された債券
- E U加盟国の規制ある市場またはO E C D加盟国の証券取引所に上場されているかまたは取引されている株式。ただし、かかる株式が主要なインデックスに含まれていることを条件とする。

レポ取引もまた、個別の受益証券クラスおよび/ またはその投資者(当該特定の受益証券のレベルで発生する当該レポ取引に基づく収益および担保に対する権利を有する。) の特定の特性を考慮し、当該受益証券クラスに関しても場合により行うことができる。

(後略)

3 投資リスク

(1) リスク要因

<訂正前>

（前略）

店頭（OTC）取引には、以下のリスクが伴う。

- 組織化された市場がない場合があり、つまりは管理会社がファンドの勘定でOTC市場において取得した金融商品を売却することが困難または不可能にさえる。
- 個別の契約により、バック・ツー・バック取引（ポジションの手仕舞い）の締結が困難もしくは不可能となる可能性があり、またはバック・ツー・バック取引（ポジションの手仕舞い）の締結のために相当な費用が必要となる場合がある。

証券貸付に伴うリスク

管理会社がファンドを代理して証券貸付を提供する場合、管理会社は、証券を借り手に譲渡し、借り手は、貸付の満期日到来時に同一の種類、数量および質の証券を返還する（証券貸付）。管理会社は、貸付期間中、貸付証券に対する処分権を有しない。貸付期間中に証券が値下がりし、管理会社が証券をすべて売却することを希望する場合、管理会社は、貸借取引を終了し、慣習的な決済サイクルを待たなければならないが、これはファンドに損失のリスクをもたらす可能性がある。

レボ取引に伴うリスク

管理会社がレボ取引に基づき証券を売却する場合、管理会社は、証券を売却し、満期日に上乗せ額を加えてそれらを買戻すことを約束する。満期日に売主が支払う買戻金額および上乗せ額は、契約の締結時に定められる。レボ取引に基づき売却された証券の価額が契約期間中に下落し、管理会社が価額の下落を抑えるためにそれらを売却することを望む場合、管理会社は、早期終了権を行使することでしかかかる売却を行うことができない。契約の早期終了は、ファンドに財務損失を被らせる可能性がある。また、期間終了時に支払われる上乗せ額は、受領した現金の再投資を通じて管理会社が生み出した収益よりも高くなる可能性がある。

管理会社がレボ取引に基づき証券を購入する場合、管理会社は、証券を購入し、満期日にそれらを売戻すことを約束する。買戻金額は、契約の締結時にすでに定められている。レボ取引に基づき購入される証券は、契約相手に対する流動性提供の担保となる。証券の価額の上昇は、ファンドにとって利益とはならない。

担保の受入れに関連するリスク

管理会社は、デリバティブ取引、証券貸付およびレボ取引の担保を受領する。この担保の管理には、システムの利用および一定のプロセスの定義が必要である。担保の管理に関する管理会社または外部の第三者における人的またはシステム上のエラーに加え、これらのプロセスの失敗により、担保価格が下落するまたは取引相手方に関して引渡または再譲渡を行うよう求める管理会社の請求を完全にカバーするための担保が不足するリスクが生じる。

（中略）

財務体制状況の変化、税務リスク

本書に含まれる税務情報は、現行の法律に関する管理会社の理解に基づくものである。かかる情報は、所得税または法人所得税が課される者を対象としているが、これらに限られない。ただし、法律制定、裁判所の決定または税務当局の命令により税務構造が変更される可能性については責任を負わない。

（後略）

<訂正後>

（前略）

店頭（OTC）取引には、以下のリスクが伴う。

- 組織化された市場がない場合があり、つまりは管理会社がファンドの勘定でOTC市場において取得した金融商品を売却することが困難または不可能にさえる。

- 個別の契約により、バック・ツー・バック取引（ポジションの手仕舞い）の締結が困難もしくは不可能となる可能性があり、またはバック・ツー・バック取引（ポジションの手仕舞い）の締結のために相当な費用が必要となる場合がある。

証券金融取引（証券貸付および（リバース）レポ取引）に関するリスク

証券金融取引（すなわち、証券貸付取引および（リバース）レポ取引）は、それ自体がリスクとなるかまたはその他のリスクに影響を及ぼす可能性があり、カウンターパーティー・リスク、オペレーショナル・リスク、流動性リスク、保管リスクおよび法務リスクなどのリスクに大きく影響する可能性がある。上記の説明も参照のこと。

証券貸付に伴うリスク

管理会社がファンドを代理して証券貸付を提供する場合、管理会社は、証券を借り手に譲渡し、借り手は、貸付の満期日到来時に同一の種類、数量および質の証券を返還する（証券貸付）。管理会社は、貸付期間中、貸付証券に対する処分権を有しない。貸付期間中に証券が値下がりし、管理会社が証券をすべて売却することを希望する場合、管理会社は、貸借取引を終了し、慣習的な決済サイクルを待たなければならないが、これはファンドに損失のリスクをもたらす可能性がある。

レポ取引に伴うリスク

管理会社がレポ取引に基づき証券を売却する場合、管理会社は、証券を売却し、満期日に上乗せ額を加えてそれらを買戻すことを約束する。満期日に売主が支払う買戻金額および上乗せ額は、契約の締結時に定められる。レポ取引に基づき売却された証券の価額が契約期間中に下落し、管理会社が価額の下落を抑えるためにそれらを売却することを望む場合、管理会社は、早期終了権を行使することでしかかかる売却を行うことができない。契約の早期終了は、ファンドに財務損失を被らせる可能性がある。また、期間終了時に支払われる上乗せ額は、受領した現金の再投資を通じて管理会社が生み出した収益よりも高くなる可能性がある。

管理会社がレポ取引に基づき証券を購入する場合、管理会社は、証券を購入し、満期日にそれらを買戻すことを約束する。買戻金額は、契約の締結時にすでに定められている。レポ取引に基づき購入される証券は、契約相手に対する流動性提供の担保となる。証券の価額の上昇は、ファンドにとって利益とはならない。

カウンターパーティー・リスク

（リバース）レポ取引または証券貸付取引の他方当事者（取引相手方）が債務不履行に陥った場合、ファンドは、ファンドが証券貸付取引または（リバース）レポ取引に関連して保有する原証券および／またはその他の担保の売却からの収益が、買戻価格または場合によっては原証券の価格を下回る範囲で、損失を被る可能性がある。また、（リバース）レポ取引または証券貸付取引の当事者について破産または類似の手続が開始された場合、またはその他買戻日にその債務を履行できない場合、ファンドは、証券の利息または元本の損失および（リバース）レポ取引または証券貸付取引の遅延および執行に伴う費用を含む損失を被る可能性がある。レポ取引、リバースレポ取引および証券貸付取引の利用が、概して、ファンドのパフォーマンスに重大な悪影響を及ぼさない見込みであるにもかかわらず、かかる手法の利用は、ファンドの純資産価格に、マイナスまたはプラスの重大な影響を及ぼす可能性がある。

オペレーショナル・リスク

オペレーショナル・リスクは、証券金融取引を含む金融活動に内在する。サービス提供者、管理会社または取引相手方における不適切な内部処理過程、人為的ミスまたはシステム障害により生じる不備は、予想外の損失を生じさせる可能性がある。それらの損失は、取引の一部または全部の損失、または取引相手方が機関に課す罰金に関するものとなる可能性がある。

流動性リスク

ファンドは、特定の商品の処分が困難な場合に生じる流動性リスクにさらされる。

保管リスク

保管リスクは、保管受託銀行による倒産、過失もしくは詐欺行為に起因する、保管受託銀行に保有される証券の損失のリスクである。保管リスクは、証券の法的地位、保管受託銀行が用いる会計実務

および保管手続、保管受託銀行による副保管受託銀行その他仲介機関の選択ならびに保管関係を規制する法律を含む、様々な要因の影響を受ける。

法務リスク

法務リスクは、法律または規制の予想外の適用により、または契約の執行不能により、損失のリスクを負う可能性がある。（リバース）レポ取引または証券貸付取引は、無効となるかまたは執行不能となる可能性がある。担保に関する取り決めが適当に締結された場合であっても、関連する倒産法が、担保権者による担保の清算を妨げる停止を課す可能性があるリスクがある。

担保の受入れおよび担保の管理に関連するリスク

管理会社は、デリバティブ取引、証券貸付および（リバース）レポ取引の担保を受け入れる。デリバティブおよび貸し付けられ売却される証券の価値は上昇する可能性がある。

この担保の管理には、システムの利用および一定のプロセスの定義が必要である。担保の受入れおよび管理に関する管理会社または外部の第三者における人的またはシステム上のエラーに加え、これらのプロセスの失敗により、担保価格が下落するまたは取引相手方に関して引渡または再譲渡を行うよう求める管理会社の請求を完全にカバーするための担保が不足するリスクが生じる。

（中略）

財務体制状況の変化、税務リスク

販売目論見書に記載される情報は、現行の税法に関する管理会社の理解に基づくものである。税法の概要は、ドイツにおける無制限の個人または法人所得税の対象となる者に対して説明されている。ただし、法律制定、裁判所の決定または税務当局の命令により税務構造が変更される可能性については責任を負わない。

（後略）

(3) リスクに関する参考情報

<訂正前>

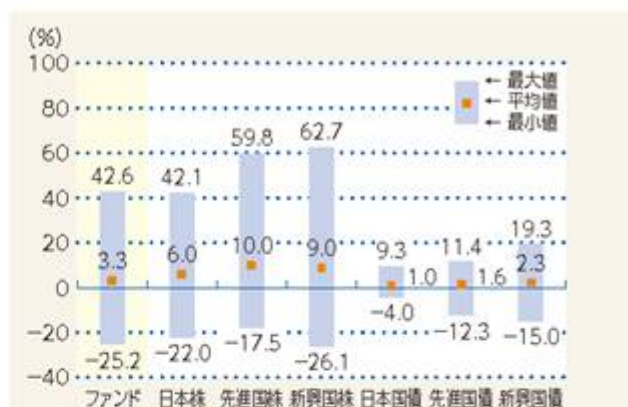
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用下さい。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移※1,※2
(2016年5月～2021年4月)



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較※1,※3,※4
(2016年5月～2021年4月)

グラフは、ファンド（基準通貨ベース）と代表的な資産クラス（円ベース）のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものととして計算しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。またファンドの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円換算されておりません。したがって、円換算した場合、騰落率は上記とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものととして計算しており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※3 2016年5月～2021年4月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
 日本株: TOPIX(配当込み)
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)
 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI国債
 先進国債: FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)
 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)
 (注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P.Morgan Securities LLC(以下「J.P.Morgan」といいます。)が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。J.P.Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。J.P.Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

<訂正後>

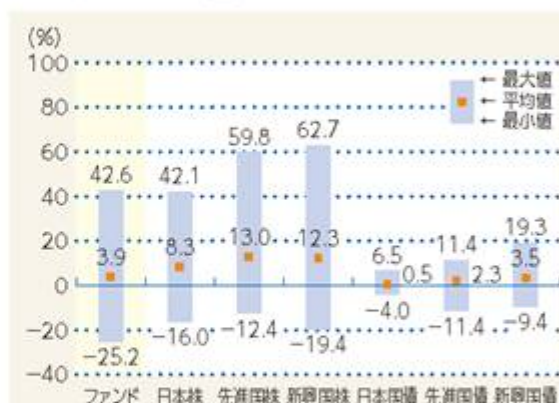
下記グラフは、ファンドの投資リスクをご理解いただくための情報の一つとしてご利用下さい。

ファンドの年間騰落率および分配金再投資1口当たり純資産価格の推移※1,※2
(2016年8月～2021年7月)



ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較※1,※3,※4
(2016年8月～2021年7月)

グラフは、ファンド（基準通貨ベース）と代表的な資産クラス（円ベース）のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



- ※1 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。またファンドの年間騰落率は、受益証券の基準通貨建てで計算されており、円換算されておりませんが、円換算した場合、騰落率は上記とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資1口当たり純資産価格の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金（税引前）を再投資したものと計算しており、実際の1口当たり純資産価格と異なる場合があります。ただし、設定来の分配金が0のファンドにつきましては分配金再投資1口当たり純資産価格は受益証券1口当たり純資産価格と等しくなります。
- ※3 2016年8月～2021年7月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。
 日本株: TOPIX (配当込み)
 先進国株: MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)
 新興国株: MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)
 日本国債: NOMURA-BPI国債
 先進国債: FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)
 新興国債: JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイド (円ベース)
 (注1) すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
 (注2) 先進国株、新興国株、先進国債および新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

各資産クラスの指数について

- TOPIX (東証株価指数) は、株式会社東京証券取引所 (以下「東証」といいます) の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
- MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCIインク (以下「MSCI」といいます) が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
- NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。
- FTSE世界国債インデックス (除く日本) は、FTSE Fixed Income LLC により運営されている指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLC に帰属します。
- JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドは、JP Morgan Chase & Co. の子会社であるJP Morgan Securities LLC (以下「JP Morgan」といいます) が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的財産権は同社に帰属します。JP Morganは、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証または奨励するものではありません。JP Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス・エマージング・マーケット・グローバル・ダイバーシファイドおよびそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または黙示に、表明または保証するものではありません。

4 手数料等及び税金

（３）管理報酬等

< 訂正前 >

管理報酬等

ファンドは、管理会社に対して、各評価日に計算される受益証券１口当たり純資産価格に基づくファンドの純資産総額の年率1.1%の一括報酬（管理報酬等）を支払う。当該一括報酬は、特に、ポートフォリオ運用、管理事務、ファンドの販売（該当する場合）、保管受託銀行の業務およびその他ファンドが販売される国で法律および規則により支払うべき手数料（日本の代行協会員報酬等）の対価に充てられる。管理報酬は、原則として、各月末に、ファンドから引き落とされる。

（後略）

< 訂正後 >

管理報酬等

ファンドは、管理会社に対して、各評価日に計算される受益証券１口当たり純資産価格に基づくファンドの純資産総額の年率1.1%以内の一括報酬（管理報酬等）を支払う。当該一括報酬は、特に、ポートフォリオ運用、管理事務、ファンドの販売（該当する場合）、保管受託銀行の業務およびその他ファンドが販売される国で法律および規則により支払うべき手数料（日本の代行協会員報酬等）の対価に充てられる。管理報酬は、原則として、各月末に、ファンドから引き落とされる。

（後略）

（４）その他の手数料等

< 訂正前 >

以下の費用がファンドに請求される。

- ・ ファンドの資産およびファンド自体に課されるすべての税金（特に年次税）、ならびに管理費および保管費に関連して発生する可能性のある税金。
- ・ 資産の取得および処分に関連して発生する可能性のある費用。
- ・ ファンドの受益者の利益を保護するために生じる可能性のある特別費用（例えば訴訟費用）。管理会社は、それぞれの場合において、当該費用を負担するか否か定めるものとし、その旨年次報告書において別途報告する。
- ・ 登録費用（法的助言にかかる費用（ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。）、目論見書および年次報告書の翻訳および印刷にかかる費用等の登録に関連する費用を含む。）

証券貸付取引または（リバース）レポ取引から生じる収益は、直接的または間接的な運用費を控除後、ファンドに返還しなければならない。ただし、管理会社は、かかる取引の開始、準備および実行に関する報酬を請求する権利を留保する。特に、管理会社は、ファンドの勘定で行われた証券貸付取引（合成証券貸付取引を含む。）および（リバース）レポ取引による収益の３分の１を上限として、かかる取引の開始、準備および実行に関する定額報酬を受領するものとする。

対象ファンドの受益証券への投資

（後略）

<訂正後>

以下の費用がファンドに請求される。

- ・ ファンドの資産およびファンド自体に課されるすべての税金（特に年次税）、ならびに管理費および保管費に関連して発生する可能性のある税金。
- ・ 資産の取得および処分に関連して発生する可能性のある費用。
- ・ ファンドの受益者の利益を保護するために生じる可能性のある特別費用（例えば訴訟費用）。管理会社は、それぞれの場合において、当該費用を負担するか否か定めるものとし、その旨年次報告書において別途報告する。
- ・ 登録費用（法的助言にかかる費用（ファンドにかかる契約書類の作成業務、目論見書等の開示・届出資料作成業務、監督当局への届出に関する業務、およびこれらに付随する業務の対価として支払われる。）、目論見書および年次報告書の翻訳および印刷にかかる費用等の登録に関連する費用を含む。）

トータル・リターン・スワップが用いられる場合、特にこれらの取引の締結および／またはこれらの名目元本の増加もしくは減少により、これらに関連して一定の費用および手数料が生じる可能性がある。かかる手数料の金額は、固定または変動である。ファンドが負担する費用および手数料ならびに受領者の身元および受領者と管理会社、投資運用会社または保管受託銀行（該当する場合）との関係に関するさらなる情報は、年次報告書において開示される。トータル・リターン・スワップの使用により生じる収益は、通常、直接的または間接的なオペレーショナル・コストを差し引いた上で、ファンドの資産に対して発生するものとする。

ファンドは、証券貸付または（リバース）レポ取引から生じる総収益の33%を費用／手数料として管理会社に支払い、かかる取引から生じる総収益の67%を保持する。管理会社は、当該33%のうち、自らの調整および監督業務のために5%を保持し、直接費（取引および担保管理費用など）を外部のサービス提供者に支払う。残額（管理会社の費用および直接費の控除後）は、管理会社が証券貸付および（リバース）レポ取引を開始、準備および実行することを支援するDWSインベストメントGmbHに支払われる。単純なリバース・レポ取引、すなわち、証券貸付取引またはレポ取引の下で受領した現金担保を再投資するために使用されない取引については、ファンドは、外部のサービス提供者に直接費としてファンドが支払う取引費用を控除した、総収益の100%を留保する。管理会社は、DWSインベストメントGmbHの関連当事者である。

対象ファンドの受益証券への投資

（後略）

（５）課税上の取扱い

<訂正前>

（Ａ）日本

2021年6月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

<訂正後>

（Ａ）日本

2021年9月30日現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなる。

（後略）

第2 管理及び運営

1 申込（販売）手続等

<訂正前>

（a）海外における申込（販売）手続等

（中略）

データ保護

申込書に記載される投資者の個人情報および管理会社との取引関係の範囲内で収集されるその他の情報は、管理会社および／またはDWSグループのその他の者、保管受託銀行ならびに投資者の金融仲介機関により記録され、保存され、比較され、送信され、別途処理され、使用される（「処理される」）。データは、口座管理、マネー・ロンダリング活動の調査、支払利息に対する課税に関するEU指令2003/48/ECに基づく税金の決定および取引関係の構築の目的で使用される。

（中略）

販売制限

（中略）

管理会社は、受益者が米国人であるかまたは米国人のために受益証券を保有していると知り得た場合、直近で決定された1口当たり純資産価格で受益証券を管理会社に直ちに返却するよう要求することができる。

全米証券業協会の規則2790（NASD規則2790）で定義される「制限者」とみなされる投資家は、遅滞なく管理会社にファンドの保有を報告しなければならない。

（後略）

<訂正後>

（a）海外における申込（販売）手続等

（中略）

データ保護

申込書に記載される投資者の個人情報および管理会社との取引関係の範囲内で収集されるその他の情報は、管理会社および／またはDWSグループのその他の者、保管受託銀行ならびに投資者の金融仲介機関により記録され、保存され、比較され、送信され、別途処理され、使用される（「処理される」）。データは、口座管理、マネー・ロンダリング活動の調査、支払利息に対する課税に関するEU指令2014/107/EUに基づく税金の決定および取引関係の構築の目的で使用される。

（中略）

販売制限

（中略）

管理会社は、受益者が米国人であるかまたは米国人のために受益証券を保有していると知り得た場合、直近で決定された1口当たり純資産価格で受益証券を管理会社に直ちに返却するよう要求することができる。

米国の金融取引業規制機構の規則5130（FINRA規則5130）で定義される「制限者」とみなされる投資家は、遅滞なく管理会社にファンドの保有を報告しなければならない。

（後略）

3 資産管理等の概要

（１）資産の評価

<訂正前>

（ ）純資産価格の計算

受益証券１口当たり純資産価格の計算のため、ファンドに帰属する資産から負債を控除した価値は、少なくとも毎月、評価日に計算され、その結果は発行済み受益証券口数で除される。ファンドの評価日は、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日で、かつ日本における取引所の取引日の各日をいう。

現時点において、管理会社および保管受託銀行は、ルクセンブルグの公休日（評価日が適用される国のいずれか１つの国においては銀行休業日である場合）ならびに各年の12月24日および12月31日には受益証券１口当たり純資産価格の計算を行わない。この規定に反する受益証券１口当たり純資産価格の計算は、適当な新聞紙上およびインターネット（www.dws.com）上で発表される。

（中略）

受益証券１口当たり純資産価格は、ファンドのために定められている通貨（以下「ファンド通貨」という。）で表示される。

受益証券１口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を評価日に流通しているファンドの受益証券口数で除して計算される。ファンドの純資産総額は、以下の原則により計算される。

（後略）

<訂正後>

（ ）純資産価格の計算

受益証券１口当たり純資産価格の計算のため、ファンドに帰属する資産から負債を控除した価値は、少なくとも毎月、評価日に計算され、その結果は発行済み受益証券口数で除される。ファンドの評価日は、ルクセンブルグおよびフランクフルトにおける銀行営業日で、かつ日本における取引所の取引日の各日をいう。

純資産価格は、ルクセンブルグのG A A Pに従って計算されている。

現時点において、管理会社および保管受託銀行は、ルクセンブルグの公休日（評価日が適用される国のいずれか１つの国においては銀行休業日である場合）ならびに各年の12月24日および12月31日には受益証券１口当たり純資産価格の計算を行わない。この規定に反する受益証券１口当たり純資産価格の計算は、適当な新聞紙上およびインターネット（www.dws.com）上で発表される。

（中略）

受益証券１口当たり純資産価格は、ファンドのために定められている通貨（以下「ファンド通貨」という。）で表示される。

受益証券１口当たり純資産価格は、ファンドの純資産総額を評価日に流通しているファンドの受益証券口数で除して計算される。ファンドの純資産総額は、ルクセンブルグのG A A Pおよび以下の原則により計算される。

（後略）